

江東区地域福祉計画 進捗状況 (案)

令和4年8月31日

福祉部福祉課

施策の体系

区民等から寄せられた福祉課題に関する意見を踏まえ、江東区地域福祉計画策定会議での検討を中心に、施策体系を整理しました。本計画では、以下の施策体系に沿って取組を進めます。

基本理念

一人ひとりの尊厳が守られ、 地域でともに支えあい、 誰もが笑顔で安全に暮らせるまち

『一人ひとりの尊厳が守られ』は、多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。

『地域でともに支えあい』は、制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。

『誰もが笑顔で安全に暮らせるまち』は、区民、地域、団体、企業等のつながりの中で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。

基本方針

I 3つのつながりをつくる

江東区長期計画において、区は、生活上の困難を抱えるあらゆる方を包括的に支援する体制を構築するため、「**地域、行政、地域と行政**」のそれぞれのつながりづくりに努めることとしています。

地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（**地域のつながり**）、所管分野を超えた行政内部のつながり（**行政のつながり**）、地域と行政との連携・協働（**地域と行政のつながり**）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

II 誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化・核家族化の進行、感染症の流行、頻発する自然災害、外国人住民の増加、人生100年時代の到来等、私たちの暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中で、多様性を認め、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。

III 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで共通して必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。

<参考>江東区長期計画の代表指標

指標名	指標の説明	現状値 (元年度)	目標値 (6年度)
身近に生活の相談をすることができる人がいる区民の割合	区民アンケートで、「日々の暮らしの中で、悩みや困り事などを、生活の相談をすることができる相手が身近にいますか？」の問いに対し、「いる」と答えた区民の割合	76.4%	85%

施策		取組方針
1	地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
		1-2 地域ネットワークの構築
		1-3 身近な相談支援体制の充実
2	行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化
		2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
3	地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
4	人に優しいまちをつくる	4-1 まちのバリアフリー化の推進
5	一人ひとりの尊厳を守る	5-1 意思決定支援の推進
		5-2 あらゆる暴力の防止
		5-3 自立支援の促進
6	災害時の福祉を向上させる	6-1 災害時要配慮者対策の推進
7	誰もが社会参加できる仕組みをつくる	7-1 誰もが活躍できる場づくり
8	情報の適切な活用を図る	8-1 わかりやすい情報の発信
		8-2 関係者間での情報の共有
		8-3 福祉分野における ICT 等の活用
9	福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成
		9-2 サービスの質の向上
		9-3 積極的な支援の実施
10	啓発活動を推進する	10-1 共生社会への意識向上

<表の見方>

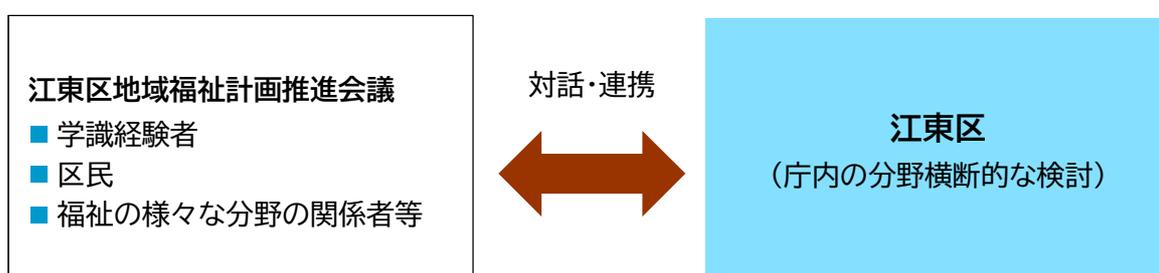
基本理念は、地域福祉に関する基本的な考え、江東区で実現すべき地域福祉の将来像を表し、基本方針は基本理念の実現に向けて計画期間に進める施策の方向性を表しています。また、基本理念・基本方針に基づき、各取組を推進するための具体的指針として、10の施策と19の取組方針を定めました。

計画の推進体制と進行管理

有識者、福祉関係者、公募区民等を委員とする「江東区地域福祉計画推進会議」を設置し、地域福祉計画を推進します。学識経験者をはじめ、地域に暮らす区民や、高齢・障害・子ども・生活困窮等の福祉分野の関係団体等と区が対話を通じて評価を行い、評価の結果を可能な限り次年度以降の取組に反映させることで、PDCAサイクル^{※1}を適切に運用し、基本理念の実現を目指します。

1

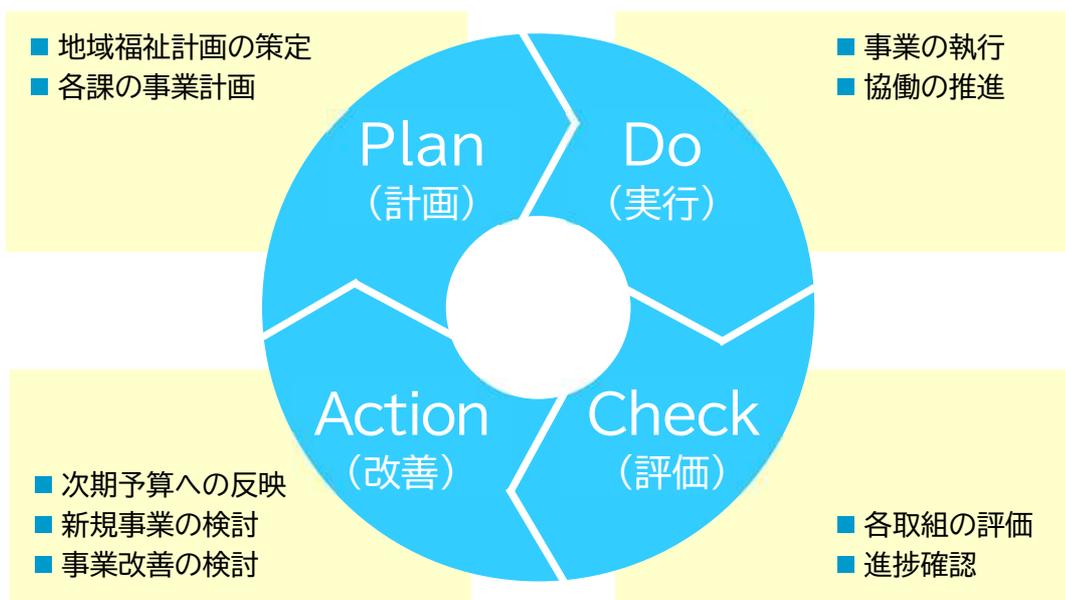
計画の推進体制



2

計画の進行管理

PDCA サイクルの運用



※1 PDCA サイクル…【プラン(P)計画】→【ドゥ(D)実行】→【チェック(C)評価】→【アクション(A)改善】を繰り返すことによって、取組の継続改善を図ること。

本計画では、基本理念及び3つの基本方針に基づき、取組を推進するための具体的な指針として、10の施策と19の取組方針を定めています。

本資料は、各取組の評価や進捗確認を行うため、19の取組方針ごとに、本区における主な取り組みを設定し、ポイントを絞って、事業内容や実績、取組状況を記載しています。

基本方針 I

3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する区民意識の変化等により地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な地域のつながりの再生に向けて、地域住民同士が気軽に集える場の創設、地域ネットワークの構築、区民や団体が様々な課題に主体的に関わる体制の充実を図ります。

課題

- ・身近な地域での集いの場やそうした場に関する情報の不足が課題となっています。
- ・転出入者の増加や価値観の多様化等によるコミュニティの希薄化、町会・自治会等地縁団体の高齢化・担い手不足が問題となっています。
- ・身近な地域での相談窓口の充実が求められています。

取組方針 1 - 1 気軽に集える場の創設

- 多世代が交流できる場、地域の高齢者・障害者・子ども等の居場所や気軽に集まれる場を拡充します。
- 利用者の心身の状態に応じた活動の場、居場所となるよう高齢者福祉施設を運営します。
- 介護者や子育て中の保護者等の支援当事者同士が集える場を拡充します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針1-2 地域ネットワークの構築

- これまで地域のつながりに大きな役割を担ってきた町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等の各団体への支援により活動の活性化を図るとともに、団体間のネットワークづくりを推進します。
- 趣味・スポーツ等のサークル活動等のつながりづくりを推進します。
- 社会福祉法人による地域のつながりづくりの支援を推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針 1 - 3 身近な相談支援体制の充実

- 高齢者、障害者、こども、保健等の地域に身近な相談窓口等の充実を図ります。
- 区立施設等を活用し、地域団体等の相談や活動の拠点化を図ります。
- 社会福祉協議会の地域拠点の機能を整備し、地域に身近な相談体制を整備します。
- 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを中心に、家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う民間の支援活動を推進します。
- 高齢者や障害者、子育て家庭等に対する地域の見守り活動の充実を推進します。
- 民間企業との連携により、支援を必要とする方を早期に発見し対応できる仕組みを充実します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策2 行政のつながりをつくる

福祉制度の狭間や福祉、就労、住まい、家族関係等が複合的に絡む8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー等の問題が顕在化する中で、多様化するケースやニーズに対応する体制の強化に向けて、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施する組織運営を進めます。

課題

- ・複雑な課題に対応するため、迅速で分野横断的な連携が必要です。
- ・法や制度による支援対象とならない問題が顕在化してきており、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援する体制の整備が求められています。

取組方針 2-1 行政内部の連携強化

- 地域福祉を推進するため、行政内部の分野横断的な連携を一層推進し、支援関係者同士の関係構築を推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

- 制度の狭間にある問題を抱える方や複合的な課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施する体制を構築します。
- 長寿サポートセンターや子ども家庭支援センター、保健相談所等の地域に身近にある相談窓口や国・都、社会福祉協議会等の関係機関と区役所の相談窓口が緊密に連携することで、区全体として包括的な相談支援体制を構築します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性やインフォーマルな社会資源等、地域の持つ強みと行政の実施する施策をあわせ、相互に補完する形で包括的な支援体制を構築するため、地域と行政の一層の連携・協働を推進します。

課題

- ・地域のつながりの希薄化が進む中、区による地域づくりや地域活動への支援が求められています。

取組方針3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進

- 区民等が地域で活動しやすくなるように、地域の助けあい活動に関する情報(ノウハウ)提供や場の確保等の支援を推進します。
- 区民や NPO、地域活動団体等との協働がより活性化するように、庁内や関係者も交えて協働のあり方について検討を進めます。
- 協働のあり方の検討に基づき中間支援組織を設置します。
- 地域福祉計画の推進にあたり、地域住民と区の密接なコミュニケーションを大切にするため、区と区民等が意見交換できる場や機会を設けます。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

基本方針Ⅱ

誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 人に優しいまちをつくる

高齢者、障害者、子ども、外国人等、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物、駅、トイレ、歩道等のバリアフリー化を官民連携により進めます。

課題

- ・区役所をはじめとする公共施設、道路や公園、民間建築物等、まち全体のバリアフリー化が課題となっています。

取組方針4-1 まちのバリアフリー化の推進

- 区役所やその他公共施設等の既存建物・設備のバリアフリー化を促進します。また、高齢者や障害者、子ども、妊産婦等にとっても使いやすい施設の整備を推進します。
- 外国語表記の看板の設置等により、外国人住民にとって生活しやすいまちづくりを推進します。
- 道路や駅等の各インフラ設備について、民間事業者等との連携も図りつつ、バリアフリー化を促進します。
- 移動に困難を抱える高齢者や障害者等の、日常生活における移動を支援します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権が守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人への支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の権利侵害の防止と適切な対応、一人ひとりの暮らしを支える取組を進めます。

課題

- ・高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加に加え、知的障害者、精神障害者も増加傾向にあり、成年後見制度等の利用者や意思決定支援を求める区民の増加が予想されることから、権利擁護センターの機能強化をはじめ体制整備が求められています。
- ・虐待やDV等への対応には関係者や地域住民の迅速な連携や対応が必要です。

取組方針5-1 意思決定支援の推進

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の一層の活用に向け権利擁護体制の拡充を図るとともに、成年後見人等を地域で支えるための仕組みをつくります。
- 成年後見制度等の周知を図り、区民の権利擁護への理解及び参加を促進します。
- 人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が前もって家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話しあう「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」等の成年後見以外の自己決定支援について、普及啓発を行います。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針5-2 あらゆる暴力の防止

- 虐待・DV 防止のため、庁内及び関係機関の連携を強化するとともに、支援策の充実を図ります。
- 虐待・DV 等の通告先・相談先の周知を推進します。
- 先行事例等を参考にしながら児童相談所の整備に向けた具体的な検討を進めます。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針 5-3 自立支援の促進

- 生活に困窮する区民等に対する自立に向けた支援の充実を図ります。
- 住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。
- 住居を借りる時や入院時の身元保証等のあり方を検討します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策6 災害時の福祉を向上させる

災害発生時に安全に安心して避難できる地域づくりに向けて、日ごろから災害に備える防災教育、災害時要配慮者の支援のあり方の検討を進めます。

課題

- ・地域コミュニティの希薄化、町会・自治会への加入率の低下や高齢化により災害時の支援者不足等が問題となっています。
- ・災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要配慮者の避難支援等について、関係者の認識共有を進めるとともに、円滑な避難体制を構築する必要があります。

取組方針6-1 災害時要配慮者対策の推進

- 災害協力隊の設立や活動の支援を推進します。
- 地域における防災教育を充実します。
- 災害時要配慮者に対する災害時の避難行動等の支援の充実を図ります。
- 災害時の福祉避難所等への災害時要配慮者の受入体制の充実を図ります。
- 区内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。
- 介護事業所等の福祉施設における災害時の業務継続計画(BCP)の作成を支援します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢、障害、暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

課題

- ・誰もが希望に応じて、社会参加できる環境の整備が求められています。

取組方針7-1 誰もが活躍できる場づくり

- 高齢者や障害者等で意欲はあるが就労に結びつかない人、ひきこもり等により就労が困難な人の就労支援を推進します。
- 共働きやひとり親世帯の社会参加を促進するため、子育てや保育環境を充実します。
- 誰もが、その人の希望に応じた社会参加や地域で活躍できる環境づくりを推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策8 情報の適切な活用を図る

誰もが等しく、適切な時期に必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取組を進めます。

課題

- ・ サービス利用や活動情報等、誰にでもわかりやすい情報が簡単に得られる必要があります。
- ・ 個人情報保護の観点から支援関係者間の情報共有に制約があり、迅速な支援ができていない懸念があることから、必要な情報共有の仕組みについての検討が課題となっています。
- ・ 日々進歩するデジタル技術について、区民の利便性を向上し地域福祉を推進するための活用策を検討する必要があります。

取組方針8-1 わかりやすい情報の発信

- 対象者に応じ、よりわかりやすい情報発信を推進します。
- 必要な時に簡単に区の情報が入手できる仕組みづくりを推進します。
- 高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対するわかりやすい情報提供や障害特性に配慮した情報提供手段の充実等、情報リテラシーの向上と情報保障を推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針 8-2 関係者間での情報の共有

- 支援を円滑に行うため、支援関係者間で要支援者情報を共有する仕組みをつくります。
- 情報共有のあり方の検討を踏まえ、支援団体等との連携を推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

現取組状況

担当課

取組方針 8-3 福祉分野における ICT 等の活用

- 福祉行政における ICT 等の活用について、庁内において研究・検討を進めます。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策9 福祉の質を向上させる

福祉サービスの担い手の確保が難しい中で、利用者本位の質の高いサービスの提供や問題を見逃さないための取組の実施に向けて、地域福祉に関わる人材の育成、福祉サービス事業者のサービスの質を高める取組への支援、伴走型支援やアウトリーチ型(訪問型)支援等の充実に取り組めます。

課題

- ・複雑な課題を抱えた事例に対応するため、福祉分野における区職員の対応力を向上する必要があります。
- ・ボランティア等の人材確保のため、意欲のある人と活動をコーディネートする機能が必要です。
- ・必要な施設が不足する地域があり、福祉サービス事業者の確保とサービスの質の向上が課題となっています。
- ・問題が複雑化する前に、早期に発見し支援に結びつける仕組みが必要です。

取組方針9-1 福祉人材の確保・育成

- 福祉の相談業務に従事する区職員の対応能力の向上を図ります。
- 福祉事業者に対する福祉人材確保・育成の支援を推進します。
- 不足する福祉サービス事業所の確保に努めます。
- 区と社会福祉協議会において、分野横断的にボランティアを確保、育成、コーディネートする仕組みをつくりまします。
- 民生・児童委員の充足率の向上を図ります。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

取組方針 9-2 サービスの質の向上

- 福祉事業者のサービスの質の向上に対する支援を推進します。
- 福祉事業者に対する指導検査の充実を図ります。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3
受審施設数(件)			

取組状況

担当課

取組方針 9-3 積極的な支援の実施

- 不安や悩み、困難を抱えている人とその周囲の人たちが、必要な時に適切に相談を受けられ、早期発見、早期対応ができるように、相談支援体制の強化を図ります。
- 問題を抱える幼児・児童・生徒へのきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、積極的な支援を推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

施策 10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いをお互いに認めあい、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や共生社会に対する理解促進を図ります。

課題

- 一人ひとりの共生社会についての理解促進や助けあいの意識向上が求められています。

取組方針 10-1 共生社会への意識向上

- 地域住民や区職員等に対する人権・多様性・合理的配慮への理解促進、共生社会への意識向上を図ります。
- 学校等における、人権教育や福祉教育の充実を図るとともに、生涯学習等を通じた共生社会に関する理解を促進します。
- 多文化共生・国際化推進のあり方について、現状把握と分析等を踏まえ検討し、外国人住民とその地域に暮らす日本人が互いの違いを認めあい、相互に協力しあうことで地域の一員として生活していくことができるまちづくりを推進します。

主な取り組み

事業名等

事業内容

実績

単位	R1	R2	R3

取組状況

担当課

